



資格取得時の本人確認事務の変更

平成26年10月1日より、新たに採用した従業員について、その者の基礎年金番号を事業主が確認できない場合には、日本年金機構に提出する資格取得届に、その者の住民票上の住所の記入が必要とされました。これは、マイナンバー制度の導入に向けた取り組みの一つで、新規に基礎年金番号を付番する際に、住民票コードを収録することとするものです。

[参考]マイナンバー制度とは・・・

マイナンバーは、住民票を有する全ての方に1人1つの番号を付して、社会保障、税、災害対策の分野で効率的に情報を管理し、複数の機関に存在する個人の情報が同一人の情報であることを確認するために活用されるものです。導入のスケジュールは次のとおりです。

- 平成27年10月から住民票を有するすべての方にマイナンバー(12桁)が通知される。
- 平成28年1月から社会保障、税、災害対策の行政手続でマイナンバーが必要となる。

■事業所が、採用した従業員の本人確認をする場合、その方が運転免許証を持っていない場合には、

- ①住民基本台帳カード(写真付きのもの)、
- ②旅券(有効期限内のパスポート)、
- ③在留カード、国又は地方公共団体の機関が発行した資格証明書(写真付きのもの)等で本人確認をすることになります。

今後、マイナンバー制度(社会保障・税番号制度)が導入されることが決まっていますが、社会保険や源泉所得税に関する手続にも、変更が出てくると思われます。新たな情報があれば、またお伝えします。

叱り方の極意

か	感情的にならない
り	理由を話す
て	手短に
き	キャラクター(人格や性格)に触れない
た	他人と比べない
ね	根に持たない
こ	個別に叱る

我が家の愛娘“さくら”(9才8ヶ月)は、最近 一気に丸くなって寝ております。つい先日までダンボールハウスの中で、思いっきり足を伸ばして寝ており、外でもこれ以上伸びないというくらい足にしっぽに伸ばしきった状態で、ものすごく場所を取っておりました。なんせ 16.5kgですから・・・ このように我が家では“さくら”の丸くなり方が寒さの基準になっております。 ~S・T~